

**県民の日記念事業運営業務委託
企画提案コンペに係る参加仕様書**

1 目的

県民の日記念事業は毎年4月に様々な事業を実施しているが、令和7年度においては、令和8年に迎える三重県誕生150周年をPRするキックオフイベントとして位置づけ、実施する。

三重県誕生150周年記念事業は、「主役は子どもたち」をキーワードに、「三重県の未来を創造し、次の50年へ」をコンセプトに掲げていることから、県民の日記念事業についても、子どもたちを主役とし、子どもたちが、三重県の魅力や歩みを「知る」「楽しむ」「学ぶ」ことができる機会を創出する内容のものとする。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 県民の日記念事業運営業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和7年5月30日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

4,507,250円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

- (1) 当該企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を1部提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年1月15日(水)17時必着(期限厳守)
なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付すること。また、電話にて到着を確認すること。
(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)
- (3) 提出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課 組織運営班
- (4) 結果通知
令和7年1月16日(木)17時までに通知する。

6 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「県民の日記念事業運営業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀企画提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

本企画提案コンペは、最優秀企画提案者を決定するために、業務における具体的な取組についての提案を求めるものであり、実際に委託契約を締結するにあたっては、県と最優秀企画提案者との協議により、詳細な事業内容を決定するものとする。

なお、企画提案コンペの審査基準は以下のとおりであり、(1)②、③については配点を2倍とする。

(1) 企画提案コンペの審査項目

① 目的適合性

- ・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

② 企画性

- ・三重県の魅力や歩みを楽しく子どもたちに伝える工夫、多数の参加を促す工夫等が的確に講じられているなど、他社の提案とは異なる優位性、独自性が認められるか。

③ 実現可能性

- ・本事業を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウなど、本事業を一貫して実施できるか。

- ・本事業に類似する事業の契約実績があるか。

④業務遂行能力

- ・スケジュールや実施体制等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。
- ・本事業の関係者と連携して事業を進める体制を整えているか。

⑤経済性

- ・十分な効果が期待できる適正な見積もり、かつ費用対効果の高い内容となっているか。

(2) 企画提案書の審査

- ・企画提案資料の提出後、選定委員会においてプレゼンテーションを行い、最優秀提案者を選定するものとする。
- ・ただし、応募者が5者を超えるなどの場合には、プレゼンテーションに先立ち、書類審査を行う場合がある。
- ・提出された企画提案資料の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

日時：令和7年1月27日（月）

- ・プレゼンテーションへの参加は必須とし、参加のあった提案者のみ審査する。
- ・プレゼンテーションの時間割等については、企画提案資料を提出したすべての者に令和7年1月24日（金）までに電子メール又はFAXで連絡する。

(3) 説明会

説明会は実施しない。

(4) 質問の受付及び回答

①質問期間

令和7年1月7日（火）17時まで

②質問方法

FAXまたは電子メールにより、文書で以下の問い合わせ先まで送付するものとする。その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

<質問の問い合わせ先>

FAX：059-224-3170

メール：soumu@pref.mie.lg.jp

③質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算などの内容等に関する

質問は受け付けない。

④回答方法

令和7年1月10日(金)17時までに三重県ホームページに掲載する。

(5) 企画提案書の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課 組織運営班

(6) 企画提案書の提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付すること。

※電子メール、FAX等での提出は受け付けない。

※郵送の場合は、電話にて到着確認を行うこと。

(7) 企画提案書の提出日

企画提案書の提出期限は、令和7年1月22日(水)17時までとする。

郵送の場合は必着のこと。

(8) 選定結果の通知

令和7年1月29日(水)17時までに通知する。

7 提出を求める企画提案資料の内容

下記の(1)から(4)までを1部とし、10部(正本1部、副本9部)提出すること。原則A4版、両面印刷(長辺側を綴じる)、文字サイズ12ポイント以上。目次を除き、両面30ページ以内とする。

(1) 企画提案書(任意様式)

提案書には、以下に示す項目について具体的に記載すること。なお、契約額の範囲内で事業の効果を高めるための独自の催し、広報等がある場合は、積極的に提案すること。

①県民の日記念事業のイベント概要(企画内容、イベント全体の流れ)

②三重県の魅力・歩みを子どもたちに伝えるための工夫

(2) 見積書(任意様式)

企画提案書に記載する内容をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目に分けて、できるだけ詳細に記載すること。

また、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税事業者にあつては、契約希望金額に110分の100を掛けた額)とすること。契約金額は、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

(3) 委託業務の執行体制(任意様式)

- ・業務実施スケジュール(工程表)
- ・業務実施体制

- (4) その他の資料（任意様式）
- ・事業者の活動概要が分かる資料（法人の概要等）
 - ・企画提案に関する有効な資料や、過去3年間、同様の契約実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県総務部総務課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合がある。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県総務部総務課において行う。